

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第3 販売管理者の選任等適正な販売管理体制の構築 1 小売業者及び販売管理者に対する指導等 酒類業調整官等は、販売場において、酒類の適正な販売管理体制の構築が図られるよう、小売業者及び販売管理者に対し、以下により指導等を行う。 (1) 小売業者に対する指導等 イ 新規免許付与等の際における指導等 (イ) 全ての小売業者に対する指導 「酒類販売業免許通知書」及び「酒類販売業免許の条件緩和通知書」については、原則として、署幹部から当該免許の申請者又は条件緩和の申出者若しくは販売管理者への選任予定者等（以下「申請者等」という。）に対し交付することとするほか、当該交付に際して、酒類指導官は、次の事項に関する説明を集合指導（複数の申請者等を集めて説明することをいう。）又は個別指導により実施し、酒類業調整官はこれを支援する。 なお、説明に際しては、別紙1「免許を受けた酒類小売業者の皆様へ」を参考として作成した説明文書を交付するほか、「お酒の適正な販売管理に向けて」（国税庁作成のパンフレット）等を活用するなど、効果的な実施に努める。	第3 販売管理者の選任等適正な販売管理体制の構築 1 小売業者及び販売管理者に対する指導等 酒類業調整官等は、販売場において、酒類の適正な販売管理体制の構築が図られるよう、小売業者及び販売管理者に対し、以下により指導等を行う。 (1) 小売業者に対する指導等 イ 新規免許付与等の際における指導等 (イ) 全ての小売業者に対する指導 「酒類販売業免許通知書」及び「酒類販売業免許の条件緩和通知書」については、原則として、署幹部から当該免許の申請者又は条件緩和の申出者若しくは販売管理者への選任予定者等（以下「申請者等」という。）に対し交付することとするほか、当該交付に際して、酒類指導官は、次の事項に関する説明を集合指導（複数の申請者等を集めて説明することをいう。）又は個別指導により実施し、酒類業調整官はこれを支援する。 なお、説明に際しては、別紙1「免許を受けた酒類小売業者の皆様へ」を参考として作成した説明文書を交付するほか、「お酒の適正な販売管理に向けて」（国税庁作成のパンフレット）等を活用するなど、効果的な実施に努める。

改正後	改正前
A～E （省略） F 20歳未満の者の飲酒防止等 （a）<u>二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律</u>（大正11年法律第20号）の遵守 （b）～（e） （省略） G・H （省略）	A～E （同左） F 20歳未満の者の飲酒防止等 （a）<u>未成年者飲酒禁止法</u>（大正11年法律第20号）の遵守 （b）～（e） （同左） G・H （同左）

別紙 1 免許を受けた酒類小売業者の皆様へ 令和〇年〇月 税務署 酒類は酒税が課せられている財政上重要な物品であり、酒類小売業者は酒類代金の円滑な回収を通じ酒税の確保を図るという重要な役割を担っていることから、免許制を採用しており、免許業者には酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「酒類業組合法」といいます。）において様々な義務が課されています。 また、酒類は致酔性などの特性を有する飲料であることから、酒類小売業者に対しては、近年、20 歳未満の者の飲酒防止をはじめとした酒類の適正な販売管理に係る社会的な要請が高まっています。 このため、次の事項について積極的に対処していただくようお願いいたします。 なお、酒税法、酒類業組合法、<u>二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律</u>等を遵守していないと認められる場合には、各法律の規定により罰金に処せられ、併せて免許を取り消されることがあります。 1 酒税法及び酒類業組合法に定める記帳義務、申告義務、報告義務の履行について (1) 酒類の仕入れ・販売状況について記帳してください。 (2) 毎年度（4 月～翌年 3 月）の酒類の販売数量等を報告してください。 (3) 毎年 4 月 1 日現在の酒類の販売管理状況について報告してください。 (4) その他酒税法及び酒類業組合法に定める義務を確実に履行してください。 2 酒類販売管理者の選任・届出、酒類販売管理研修の定期的な受講、標識の掲示について (1) 酒類の販売業務を開始するときまでに、財務大臣の指定を受けた団体が実施する研修（以下「酒類販売管理研修」といいます。）を過去 3 年以内に受けた者のうちから酒類販売管理者を選任しなければなりません。 (2) 選任後 2 週間以内に税務署長に「酒類販売管理者選任届出書」を提出しなければなりません。なお、提出に当たっては、受講証の写しを添えてください。 (3) 酒類販売管理者には、前回の受講から 3 年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させなければなりません。 (4) 販売場の見やすい場所に酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理者が酒類販売管理研修を受講した事績等を記載した標識を掲示しなければなりません。 3 二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の遵守について 「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」（国税庁告示）を遵守してください。この表示基準には次に掲げるものがあります。	別紙 1 免許を受けた酒類小売業者の皆様へ 令和〇年〇月 税務署 酒類は酒税が課せられている財政上重要な物品であり、酒類小売業者は酒類代金の円滑な回収を通じ酒税の確保を図るという重要な役割を担っていることから、免許制を採用しており、免許業者には酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「酒類業組合法」といいます。）において様々な義務が課されています。 また、酒類は致酔性などの特性を有する飲料であることから、酒類小売業者に対しては、近年、20 歳未満の者の飲酒防止をはじめとした酒類の適正な販売管理に係る社会的な要請が高まっています。 このため、次の事項について積極的に対処していただくようお願いいたします。 なお、酒税法、酒類業組合法、<u>未成年者飲酒禁止法</u>等を遵守していないと認められる場合には、各法律の規定により罰金に処せられ、併せて免許を取り消されることがあります。 1 酒税法及び酒類業組合法に定める記帳義務、申告義務、報告義務の履行について (1) 酒類の仕入れ・販売状況について記帳してください。 (2) 毎年度（4 月～翌年 3 月）の酒類の販売数量等を報告してください。 (3) 毎年 4 月 1 日現在の酒類の販売管理状況について報告してください。 (4) その他酒税法及び酒類業組合法に定める義務を確実に履行してください。 2 酒類販売管理者の選任・届出、酒類販売管理研修の定期的な受講、標識の掲示について (1) 酒類の販売業務を開始するときまでに、財務大臣の指定を受けた団体が実施する研修（以下「酒類販売管理研修」といいます。）を過去 3 年以内に受けた者のうちから酒類販売管理者を選任しなければなりません。 (2) 選任後 2 週間以内に税務署長に「酒類販売管理者選任届出書」を提出しなければなりません。なお、提出に当たっては、受講証の写しを添えてください。 (3) 酒類販売管理者には、前回の受講から 3 年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させなければなりません。 (4) 販売場の見やすい場所に酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理者が酒類販売管理研修を受講した事績等を記載した標識を掲示しなければなりません。 3 二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の遵守について 「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」（国税庁告示）を遵守してください。この表示基準には次に掲げるものがあります。 (1) 酒類の陳列場所における表示
---	--

改正後	改正前
(1) 酒類の陳列場所における表示 (2) 酒類の通信販売における表示 4 20歳未満の者の飲酒防止等について <u>二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律</u>を遵守し、20歳未満の者には絶対に酒類を販売しないでください。また、20歳未満の者の飲酒防止等を推進する観点から、次のような取組について検討してください。 (1) お酒のチラシ等への20歳未満の者の飲酒防止のための注意文（「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されています。」など）の掲載 (2) 店頭やレジ付近、お酒の陳列場所への20歳未満の者の飲酒防止のポスターの掲示 (3) 酒類自動販売機による販売の自粛 (4) レジ袋の透明化、レジ袋への20歳未満の者の飲酒防止・飲酒運転防止のための啓発表示等 5 酒類の公正な取引について (1) 「酒類の公正な取引に関する基準」（国税庁告示）、「酒類に関する公正な取引のための指針」、公正取引委員会のガイドライン「不当販売に関する独占禁止法上の考え方」及び「酒類の流通における不当販売、差別対価等への対応について」を遵守し、これに則した取引を行ってください。 (2) お酒は節度ある販売が必要な商品です。過度の販売を連想させ、不当に顧客を誘引するおそれがあるチラシやお酒の目玉商品的な取扱いは自粛してください。 （注） 全国小売酒販組合中央会が公正取引委員会の認定を受けた「酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約」においては、「365日大安売り」、「二本買うと一本ただ」、「損をしたい」その他これらに類する表現を用いたものを「過度の販売を連想させ、不当に顧客を誘引するおそれがある表示」としています。 6 酒類容器等のリサイクルについて 資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律など、リサイクル関係法令に定める必要な義務を確実に履行してください。 （照会先） 税務署 酒類指導官 （TEL - ） この文書による行政指導の責任者は 税務署長です。	(2) 酒類の通信販売における表示 4 20歳未満の者の飲酒防止等について <u>未成年者飲酒禁止法</u>を遵守し、20歳未満の者には絶対に酒類を販売しないでください。また、20歳未満の者の飲酒防止等を推進する観点から、次のような取組について検討してください。 (1) お酒のチラシ等への20歳未満の者の飲酒防止のための注意文（「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されています。」など）の掲載 (2) 店頭やレジ付近、お酒の陳列場所への20歳未満の者の飲酒防止のポスターの掲示 (3) 酒類自動販売機による販売の自粛 (4) レジ袋の透明化、レジ袋への20歳未満の者の飲酒防止・飲酒運転防止のための啓発表示等 5 酒類の公正な取引について (1) 「酒類の公正な取引に関する基準」（国税庁告示）、「酒類に関する公正な取引のための指針」、公正取引委員会のガイドライン「不当販売に関する独占禁止法上の考え方」及び「酒類の流通における不当販売、差別対価等への対応について」を遵守し、これに則した取引を行ってください。 (2) お酒は節度ある販売が必要な商品です。過度の販売を連想させ、不当に顧客を誘引するおそれがあるチラシやお酒の目玉商品的な取扱いは自粛してください。 （注） 全国小売酒販組合中央会が公正取引委員会の認定を受けた「酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約」においては、「365日大安売り」、「二本買うと一本ただ」、「損をしたい」その他これらに類する表現を用いたものを「過度の販売を連想させ、不当に顧客を誘引するおそれがある表示」としています。 6 酒類容器等のリサイクルについて 資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律など、リサイクル関係法令に定める必要な義務を確実に履行してください。 （照会先） 税務署 酒類指導官 （TEL - ） この文書による行政指導の責任者は 税務署長です。